

西宮市学校施設長寿命化計画改定支援業務

委託仕様書

令和5年6月

西宮市教育委員会教育総括室学校管理課

目次

第1章 総則 -----	2
第1条 業務名.....	2
第2条 適用.....	2
第3条 目的.....	2
第4条 準拠する法令等.....	2
第5条 提出書類.....	2
第6条 管理技術者等の選任.....	3
第7条 打合せ・協議.....	3
第8条 貸与資料.....	3
第9条 損害賠償.....	3
第10条 秘密の保持.....	3
第11条 個人情報の保護.....	3
第12条 成果品の帰属.....	3
第13条 検査.....	3
第14条 契約不適合責任.....	4
第15条 契約不適合責任期間等.....	4
第16条 疑義.....	4
第17条 業務の期間.....	4
第18条 支払条件.....	4
第2章 業務内容 -----	5
第19条 対象施設.....	5
第20条 業務内容.....	5
第3章 成果品 -----	7
第21条 成果品.....	7

第1章 総則

第1条 業務名

「西宮市学校施設長寿命化計画改定支援業務」

第2条 適用

本仕様書は、西宮市（以下「発注者」という。）と受託者が行う「西宮市学校施設長寿命化計画改定支援業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

第3条 目的

本業務は、平成31年2月に策定した西宮市学校施設長寿命化計画（以下、「長寿命化計画」という。）の改定に係る支援業務である。長寿命化計画では、財政状況の動向や国の補助制度の変更、児童・生徒数の推移といった教育環境を取り巻く変化に柔軟に対応するため、策定後5年毎に計画の見直しを行うこととしており、令和6年度に見直した内容を公表する予定である。

第4条 準拠する法令等

本業務の実施については、契約書並びに本仕様書に定めるものの他、次に掲げる法令等に準拠して実施するものとする。

- (1) インフラ長寿命化基本計画（行動計画）
- (2) 文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）
- (3) 学校施設の長寿命化計画に係る解説書
- (4) 学校施設の長寿命化計画策定に係る手引
- (5) 学校施設の老朽化対策について～学校施設における長寿命化の推進～
- (6) 学校施設整備基本構想の在り方について
- (7) 学校施設の評価の在り方について～学校施設の改善のために～
- (8) 西宮市公共施設等総合管理計画
- (9) 西宮市学校施設長寿命化計画
- (10) 西宮市契約規則
- (11) その他関係する法令及び規定等

第5条 提出書類

受託者は本業務の着手に先立ち、下記の関係書類を発注者に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 業務計画書
- (4) 配置技術者選任通知書（経歴書、資格証明書、及び雇用証明書類を含む）
- (5) JIS Q 9001（品質マネジメントシステム）認証証明書類
- (6) JIS Q 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）認証証明書類
- (7) その他必要と認められる書類

第6条 管理技術者等の選任

受託者は、本業務の円滑な進捗を図るため、以下の資格を有する管理技術者・主任技術者を選任しなければならない。

(1) 管理技術者

- ・管理技術者とは、業務従事者を監督し、本業務の総括を行う者をいう。
- ・下記の主任技術者と兼任していないこと。

(2) 主任技術者

- ・主任技術者とは、技術上の管理を司る者をいう。
- ・主任技術者は、学校施設の長寿命化計画の策定に関して、豊富な専門知識を有していること。
- ・主任技術者は、折衝・調整（コーディネート）能力に優れていること。

第7条 打合せ・協議

本業務において、打合せ及びヒアリング等を実施した場合は、速やかに記録簿を作成し、提出すること。

第8条 貸与資料

発注者は、本業務の実施に当たり保有する図書及びその他関連資料を受託者に貸与するものとする。また、受託者が貸与を受ける場合は、借用書を提出し、業務完了後直ちに返却するものとする。ただし、業務完了前に資料の返却が可能となった場合は、その時点で直ちに返却するものとする。

第9条 損害賠償

本業務中に生じた事故等や第三者に与えた損害については、受託者の責任において解決するとともにその顛末を迅速に発注者に報告するものとする。

第10条 秘密の保持

受託者は本業務の遂行により知り得た情報を発注者の承認を得ずに第三者に漏らしてはならない。また、業務完了後においても同様とする。

第11条 個人情報の保護

本業務の遂行に当たっては、個人情報の取扱いに十分注意すること。

第12条 成果品の帰属

本業務における成果品は全て発注者に帰属し、受託者は発注者の許可なくほかに公表、貸与又は使用してはならない。

第13条 検査

受託者は業務完了後、速やかに完了届および所定の業務成果品を提出し、発注者の検査を受けなければならない。また、受託者は、発注者の検査により業務成果品に不明箇所等が認められた

場合には、受託者の責任により修正を行わなければならない。

第14条 契約不適合責任

発注者は、引き渡された成果物が契約不適合であるときは、受託者に対し、成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達成することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

第15条 契約不適合責任期間等

発注者は、引き渡された成果物に関し、引渡しを受けた日（成果物の引渡しが無い場合にあつては、業務が完了した日）から1年以内であれば、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができる。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

第16条 疑義

本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と受託者が協議の上、決定するものとする。

第17条 業務の期間

本業務の期間は、契約締結日の翌日から令和6年9月30日までとする。

第18条 支払条件

業務完了払いとする。

第2章 業務内容

第19条 対象施設

本業務の対象施設は小学校40校、中学校19校、義務教育学校1校、高等学校2校、特別支援学校1校、幼稚園13園及びその施設に付帯するすべての設備とする。

第20条 業務内容

今改定の主要な見直し内容については、①長寿命化改修の再検討、②次期改築校の決定、③ゼロカーボンシティに向けた検証の3分類として、具体的な検討項目については下記のとおりである。

(1) 施設情報の一元化・見える化

①管理する情報項目の見直し（棟毎の再調査はしない）

- ・建物情報一覧（建物基本情報、躯体の健全性、劣化状況、現状の整備レベル、修繕・改修履歴）、劣化状況カルテ、施設別条件シートの整理

②資料調査による情報整理

- ・長寿命化計画策定後の修繕・改修履歴の確認
- ・現状の整備レベルの整理（省エネ、バリアフリー、ICT、トイレ、石綿、防災、防犯、非構造部材の耐震化等）

(2) 施設整備方針の見直し

①長寿命化改修の検証（計画策定後5年間の実績を検証）

- ・長寿命化改修事業に係るコスト及び工事内容の分析（仮設校舎も含める）
- ・利用者満足度（不満度）の把握支援

②改修と改築の整備レベルの設定

- ・現行の国庫補助制度と長寿命化改修内容の再確認
- ・必要最小限の改修のあり方を検討
- ・改修と改築のコスト比較
- ・他自治体の長寿命化改修事例の調査・分析
- ・減築・統廃合・複合化を見据えた整備レベルの検討

(3) 修繕・改修・建替えのシミュレーション

- ・財政制約ラインの変化の把握
- ・目標使用年数と各部の更新周期の違いによる比較
- ・学校規模の適正化、他施設との複合化等の試算

(4) 実施計画の見直し

①改築校の決定

- ・改築と改修の振り分けルールの検討
- ・施設の優先順位付け

②実施計画の改定

- ・見直し後5年間の対象施設・工事内容の設定、コストの算定
- ・財源別の試算

- ・財政制約ラインに従った平準化
- (5) 継続的な運用方針の策定
- ・一元化した情報を基に情報更新・活用の仕組みの構築
 - ・個別施設計画の実行段階での情報活用検討
(改築・改修の基本計画、工事の発注業務支援、コストプランニング、コストシミュレーション)
- (6) カーボンニュートラルに向けた検討
- ①現状把握
- ・光熱水の使用量・コストの経年変化の把握
 - ・施設別の年間一次エネルギー消費量の把握
 - ・改修と建替えの整備レベルの環境面からの検証
- ②環境負荷抑制策の検討
- ・ゼロカーボンシティに向けた方針
 - ・ZEB化、木材利用、太陽光等の対応策の検討
 - ・30年間の施設整備による環境面での効果の試算
実施計画と連動した環境面の効果の試算
 - ・環境負荷抑制策を行った場合の二酸化炭素排出量の削減効果の試算
 - ・カーボンニュートラルに向けての施設整備における目標の設定
- (7) 学校を取り巻く現状と課題の整理
- ・人口推計に応じた児童生徒数・学級数の将来推計や学校及び他の公共施設の配置状況を勘案した計画の見直し
- (8) 計画書とりまとめ
- ・業務打ち合わせ
 - ・庁内会議の資料作成・運営支援
 - ・計画素案の作成
 - ・パブリックコメントの実施支援
- (9) その他
- 上記以外で発注者と受託者が協議し、必要と認めた事項についても、委託業務に含めるものとする。

第3章 成果品

第21条 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- | | | |
|-----------------------------|-----------------|----|
| (1) 西宮市学校施設長寿命化計画（改訂版） | （A4タテ判、簡易製本） | 1部 |
| (2) 西宮市学校施設長寿命化計画（改訂版） | 概要版（A4タテ判、簡易製本） | 1部 |
| (3) 打合せ議事録 | | 1部 |
| (4) 電子データ（Word、Excel、PDF形式） | | 一式 |
| (5) その他発注者が必要と認める資料 | | 一式 |